

津市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱

令和 7 年 7 月 1 4 日訓第 5 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 5 第 2 項の規定による乳児等通園支援事業の認可（以下「認可」という。）及び同条第 7 項の規定による乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第 2 条 認可の申請は、乳児等通園支援事業認可申請書に当該申請が津市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和 7 年津市条例第 2 1 号。以下「基準条例」という。）で定める設備及び運営に関する基準に適合していることを証する書類を添えて行うものとする。

2 市長は、乳児等通園支援事業の運営の適正化に資するため、事前に認可を受けようとする者と協議しなければならない。

(認可の基準)

第 3 条 認可の基準は、法及び関係法令並びに基準条例（以下「関係法令等」という。）に定めるところによるものとする。

(子ども・子育て会議の意見の聴取)

第 4 条 市長は、認可をしようとするときは、あらかじめ津市子ども・子育て会議（津市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年津市条例第 3 1 号）第 1 条に規定する子ども・子育て会議をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

(認可の決定等)

第 5 条 市長は、認可の申請があったときは、関係法令等、津市子ども・子育て会議の意見及び子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 6 1 条第 1 項の規定により本市が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定めた事項を勘案し、認可の適否について決定するものとする。この場合において、市長は、当該申請を行った者に対し、乳児等通園支援事業認可書又は乳児等通園支援事業認可不承認通知書によりその適否を通知するものとする。

(乳児等通園支援事業の廃止又は休止)

第6条 市長は、認可を受けた者が当該乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとする場合は、乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書に廃止又は休止の理由を記した調書を添えて提出させるものとする。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、地域の保育の実状を勘案し、承認の適否について決定するものとする。この場合において、市長は、当該提出を行った者に対し、乳児等通園支援事業廃止（休止）承認書又は乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書によりその適否を通知するものとする。

（乳児等通園支援事業の認可の内容の変更）

第7条 市長は、認可を受けた者が当該認可の際に届け出た内容に変更が生じた場合は、乳児等通園支援事業認可事項変更届によりその内容を届け出させるものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出を行った者に対し、受理書を交付するものとする。

（様式）

第8条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定めるものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。